

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3346号)

令和8年6月18日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問  
について (答申)

令和7年4月9日建営第2324号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(1) 令和5年7月標準単価 (建築) (2) 建築工事 個別歩掛 (3)  
建築工事 共通歩掛り (4) 【標準単価】令和5年7月単価 (電気)  
(5) 【標準単価】 令和5年7月個別歩掛り (電気) (6) 電気設備工事  
共通歩掛り (7) 令和5年7月標準単価 (機械) (8) 令和5年7月個別  
歩掛り (機械) (9) 機械設備工事共通歩掛り」の一部開示決定に対する審  
査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、別表1に掲げる文書を一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和6年12月10日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第5号柱書に該当するため一部を不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

工事発注に当たり、入札参加者には金額抜き設計書を提供している。また、横浜市建築工事積算要領、建築工事積算マニュアル（以下「積算基準」という。）及び労務単価については横浜市ウェブサイトにおいて、横浜市が独自に調査して算出した工事材料単価については市民情報センターにおいて公表している。

横浜市が発注する建築工事における予定価格は、積算基準に基づき直接工事費、共通費及び消費税等相当額で構成されている。このうち直接工事費は、一般に設計図面から施工に必要な数量等を積算し、当該必要数量に標準単価表記載の単価、物価資料の掲載単価、カタログ等単価、見積単価等乗じて算出する。また、予定価格を事後公表としている1億円以上の建築工事では、カタログ等単価及び見積単価について、入札参加者が調達公告時に事前に閲覧することが可能である。それらの情報に加えて、歩掛表が公表されれば、事業者は入札前にそれらの情報を金額抜き設計書に当てはめることで、容易に予定価格や最低制限価格を算定することが可能となり、事業者としては最低制限価格又はその少し上の金額で入札すれば落札の可能性が高くなるため、適正な積算による競争を阻害することになる。

さらに、適切な積算をせずに入札した事業者が落札するようになれば、入札の公正性や入札本来の意義が失われるだけでなく、事業者の適正な積算意欲を失わせ、契約実施能力の低下を招き、結果として、公共事業の品質や適正な施工の確保に支障を生じるおそれがある。

以上のことから、予定価格の算出に直接関係する歩掛りのうち、一般には公表していない個別歩掛りの比率及び単価については、同号柱書に該当し、不開示とした。

審査請求人は、当該年度の標準単価表ではないため、全部開示しても不利益はないと主張するが、数量に乗率と単価を乗じて金額を算出する個別歩掛りについては、数量、乗率は必ずしも毎年変わるものではなく、個別歩掛り単価、金額を開示すると、一般に公開されている物価変動から逆算することによって現在の歩掛の数量、乗率が推測可能となる。また、個別歩掛りの結果は、標準単価にまとめられていることから、標準単価を全て開示すると個別歩掛りを推測することが可能となる。そのため、過年度の情報であっても不開示とした。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書で主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 公共営繕工事では見積単価もあり、請求しているのは当該年度の単価表ではないため、全部公開としても不利益はないと考えている。
- (2) 他の自治体においても標準単価表（独自分含む）については、1年前の単価表であれば、全部開示決定としている事例も多い。
- (3) 予定価格を事後公表としている1億円以上の建築工事では、・・・事前に閲覧が可能です・・・と記載があるが、電気設備工事と機械設備工事では単価公表がないものと認識している。したがって建築工事は別として、電気設備工事と機械設備工事については、仮に個別歩掛りが推測できたとしても、1式項目や見積徴収単価もあるため、これにより適切な競争が阻害される要因とはならない。そのため建築工事が難しいようであれば、電気設備工事と機械設備工事の個別単価及び歩掛りの公表はできるものとする。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 建築工事標準単価表に係る事務について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項では、普通地方公共団体は、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で申込みをした者を契約の相手方とすることとされており、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第13条第2項では、予定価格は、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正に定められなければならない旨が規定されている。

建築局営繕企画課では、横浜市が発注する建築工事の予定価格を適正かつ効率的に算出するため、一般的な建築工事で共通して使用する標準的な単価を横浜市建築工事標準単価表（以下「標準単価表」という。）として作成している。標準単価表は公表していない。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、令和5年8月から開始する建築工事設計に適用される標準単価表及びその歩掛りであり、建築工事、電気設備工事及び機械設備工事それぞれの目次、標準単価、共通歩掛り及び個別歩掛りで構成されている。標準単価には、個別歩掛りの計算結果である個別歩掛り単価、共通歩掛りの計算結果である共通歩掛り単価及び一次単価（材料単価等）が記載されている。

当審査会において本件審査請求文書を見分し、不開示部分を別表2のとおり分類する。

(3) 条例第7条第2項第5号柱書の該当性について

ア 条例第7条第2項第5号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 不開示部分について実施機関に確認したところ、上記3の主張のほか次のとおり説明があった。

(ア) 一億円以上の建築工事については、工事費を構成する単価は標準単価（共通歩掛り単価、個別歩掛り単価及び一次単価（材料単価等））、見積単価及びカタログ等単価であり、工事によっては数量・単位を1式と表示する項目（以下「1式項目」という。）もあるが、個別歩掛り単価以外の単価については、公表されている単価又は入札参加者が調達公告時に事前に閲覧することが可能な単価であり、個別歩掛り単価及びその算出根拠となる個別歩掛りを公表してしまうと、全ての単価が明らかとなり、予定価格及び最低制限価格が容易に推測可能となる。

(イ) 電気設備工事及び機械設備工事については、工事費を構成する単価は上記(ア)と同様であるが、個別歩掛り単価、見積単価及びカタログ等単価は非公表である。これらの工事では、見積単価及びカタログ等単価並びに電気設備工事の1式項目はごく一部に限られ、共通歩掛り単価及び個別歩掛り単価が占める

割合が高いこと、機械設備工事の1式項目は、他の項目から1式項目の内容が容易に推測できる状況であることから、個別歩掛り単価と個別歩掛りを公表した場合、開示済みの共通歩掛り単価、標準単価と合わせることで予定価格及び最低制限価格が容易に推測可能となる。

(ウ) 適切な積算をしていない事業者が落札した場合、公共工事で求められている品質及び安全が確保できない工事となるおそれがあり、公共工事の品質等の適正な施工の確保に支障が生じるおそれがある。

(エ) 審査請求人は、1年前のものであれば独自身を含む標準単価表を全部開示している自治体が多いと主張するが、建築工事に係る単価や予定価格等の事前公表の範囲は自治体によって異なっており、横浜市では、公表をすることで予定価格及び最低制限価格が容易に推測可能となるため不開示とした。

ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 不開示部分1から不開示部分3までについて

不開示部分1から不開示部分3までには、各個別歩掛りの単価、数量、乗率等が記載されている。これらが公になると、金額抜き設計書では秘匿とされている個別歩掛り及び個別歩掛り単価が明らかとなる又は当該金額を推計することができるものと認められる。また、事業者が、既に公表されている見積単価及びカタログ等単価の情報に加えて、個別歩掛り単価を金額抜き設計書に当てはめることで、容易に予定価格に近い金額を算定することが可能となり、そのような事業者が落札した場合、公共工事で求められている品質及び安全が確保できない工事となるおそれがあり、公共工事の品質等の適正な施工の確保に支障が生じるおそれがあるという実施機関の説明は首肯できる。

(イ) 不開示部分4について

不開示部分4は、標準単価にまとめられた個別歩掛りの計算結果である個別歩掛り単価及び当該個別歩掛りに記載されている単価を類推できる情報である。これらについては上記(ア)のとおり、不開示とした実施機関の説明は首肯できる。

(4) その他審査請求人は、当該年度の標準単価表ではないため開示しても不利益はないこと、他の自治体においては同様の文書が開示されていることを主張するが、上記3及び5(3)イ(エ)の実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、審査請求人のこれらの主張は認められない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を一部開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 金井恵里可、委員 藤嶋崇友、委員 山本紗知

別表 1

対象文書名	対象文書
文書 1	(1) 令和 5 年 7 月 標準単価 (建築)
文書 2	(2) 建築工事 個別歩掛
文書 3	(3) 建築工事 共通歩掛り
文書 4	(4) 【標準単価】 令和 5 年 7 月 単価 (電気)
文書 5	(5) 【標準単価】 令和 5 年 7 月 個別歩掛り (電気)
文書 6	(6) 電気設備工事 共通歩掛り
文書 7	(7) 令和 5 年 7 月 標準単価 (機械)
文書 8	(8) 令和 5 年 7 月 個別歩掛り (機械)
文書 9	(9) 機械設備工事 共通歩掛り

別表 2

不開示部分名	不開示部分	対象文書名
不開示部分 1	細目名称欄に共通単価の費目が記載されている行のうち、単価 (T) 欄、金額 (K) 欄、備考欄の 3 行目	文書 2、文書 5、文書 8
不開示部分 2	細目名称欄に機労材の費目が記載されている行のうち、数量欄、乗率 (J) 欄、単価 (T) 欄、金額 (K) 欄、備考欄の 3 行目、単位欄から金額 (K) 欄までにかけての単価の計算式	
不開示部分 3	細目名称欄に計と記載されている行のうち、金額 (K) 欄	
不開示部分 4	単価欄及び備考欄	文書 1、文書 4、文書 7

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 7 年 4 月 9 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 7 年 5 月 19 日	・ 実施機関から反論書の写しを受理
令 和 8 年 2 月 19 日 (第324回第三部会)	・ 審議
令 和 8 年 3 月 19 日 (第325回第三部会)	・ 審議
令 和 8 年 5 月 21 日 (第326回第三部会)	・ 審議